

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令について

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が多数脱落したことや、エスカレータ等の脱落事案が複数確認されたことから、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令が改正されました。

### 1. 改正の概要

#### (1) 天井の脱落防止措置

1. 特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いるものとし、また、特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれがあるものについては、その防止措置を講ずるものとする。
2. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により、法第 20 条の規定の適用を受けない建築物の増改築が、法第 86 条の 7 の制限の緩和を受ける要件として、特定天井が、脱落のおそれがないものとして、国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法に該当しなければならないこととする。

#### (2) エレベータ、エスカレータ等の脱落防止装置

1. エレベータ及び遊戯施設は、釣合いおもりについて地震その他の振動により脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また、構造計算により地震その他の振動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。
2. エスカレータは、地震その他の振動により脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

### 2. 施行

平成 26 年 4 月 1 日